

令和3年（2021年）
第1回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第8号議案 町田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 押印の見直し(はんこレス)の取組として、職員のサービスの宣誓に関する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 宣誓書の押印を廃止します。○ 宣誓書を縦書きから横書きに改めます。○ 2021年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方公務員法第31条(サービスの宣誓) <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2020年7月7日、総務省から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知が発出され、町田市では押印の見直し(はんこレス)を進めています。○ 町田市に採用された職員は、職務に従事するに当たり、地方公務員法に基づき、サービスの宣誓を行っています。○ サービスの宣誓については、押印を求める実質的な必要性がないため、宣誓書の押印を廃止します。			
問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2761

議案概要

議案名	第9号議案 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

職員の育児と仕事の両立支援を目的として、子育て部分休暇を新設するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 子育て部分休暇に関する規定について、以下の3本の条例を整備します。

- ・町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- ・町田市一般職の職員の給与に関する条例
- ・町田市職員の育児休業等に関する条例

<子育て部分休暇の概要>

取得対象者	小学1年生の子を養育している職員
取得可能時間・単位	勤務時間の始め又は終わりに、30分を単位として1日2時間以内
給与	無給

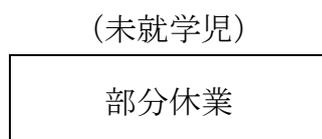
○ 2021年4月1日から施行します。

【経緯】

- 子どもが小学校に入学すると、親は保育園に預けていた時よりも、出勤時間を遅らせたり、帰宅時間を早めなければならないといった、いわゆる「小1の壁」があり、育児と仕事の両立が難しいものとなっています。
- 子育て部分休暇を新設することによって、子の小学校入学により部分休業[※]を取得できなくなったあとも、引き続き小学1年生まで、部分休業[※]と同様の休暇を取得できるようになります。

※ 部分休業は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づく制度で、小学校就学前までの子の養育のため、1日2時間を超えない範囲で、勤務時間の始め又は終わりを短縮できる制度です。

<改正前>



<改正後>



問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2761
------	-------------	----	----------

議案概要

議案名	第10号議案 町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
-----	---

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 本条例は、指定居宅介護支援事業者が事業を運営するための基準を定めています。
- 主な改正内容は、以下のとおりです。
 - ・感染症対策、ハラスメント対策及び災害時等の業務継続に向けた取組の強化に関する規定を加えます。
 - ・高齢者虐待防止の推進に関する規定を加えます。
 - ・ケアマネジメントの公正中立性の確保のため、利用者への説明に関する規定を加えます。
 - ・生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証に関する規定*を加えます。
- 2021年4月1日から施行します。ただし、※の規定は、2021年10月1日から施行します。

【関係法令】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

[本条例の対象範囲]

	対象者認定区分	
	要介護1～5	要支援1、2
ケアプランの作成	<本条例の対象> 指定居宅介護支援	指定介護予防支援
介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	指定地域密着型サービス	指定地域密着型介護予防サービス

問合せ先	いきいき生活部 いきいき総務課長 佐藤	電話	724-3291
------	---------------------	----	----------

議案概要

議案名	第11号議案 町田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
-----	---

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 本条例は、指定介護予防支援事業者が事業を運営するための基準を定めています。
- 主な改正内容は、以下のとおりです。
 - ・感染症対策、ハラスメント対策及び災害時等の業務継続に向けた取組の強化に関する規定を加えます。
 - ・高齢者虐待防止の推進に関する規定を加えます。
- 2021年4月1日から施行します。

【関係法令】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）

[本条例の対象範囲]

	対象者認定区分	
	要介護1～5	要支援1、2
ケアプランの作成	指定居宅介護支援	＜本条例の対象＞ 指定介護予防支援
介護サービス（デイサービスやグループホームなど）の提供	指定地域密着型サービス	指定地域密着型介護予防サービス

問合せ先	いきいき生活部 高齢者福祉課地域支援担当課長 江成	電話	724-2140
------	------------------------------	----	----------

議案概要

議案名	第12号議案 町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例													
<p>【議案提出の目的】 厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 本条例は、指定地域密着型サービス事業者が事業を運営するための基準を定めています。</p> <p>○ 主な改正内容は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策、ハラスメント対策及び災害時等の業務継続に向けた取組の強化に関する規定を加えます。 ・高齢者虐待防止の推進に関する規定を加えます。 ・夜間対応型訪問介護において、利用者からの通報を受けるオペレーターの基準が緩和され、他の併設施設等の職員との兼務が認められます。 ・認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の配置を「ユニット^{※1}ごとに1名以上」から「事業所ごとに1名以上」に緩和します。 <p style="margin-left: 40px;">※1 ユニットとは、少人数(9名以下)に区分けされたひとつの生活単位をいいます。</p> <p>○ 2021年4月1日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)</p> <p>[本条例の対象範囲]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象者認定区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">要介護1～5</th> <th style="text-align: center;">要支援1、2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ケアプランの作成</td> <td style="text-align: center;">指定居宅介護支援</td> <td style="text-align: center;">指定介護予防支援</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供</td> <td style="text-align: center; background-color: #cccccc;"> <本条例の対象> 指定地域密着型サービス^{※2} </td> <td style="text-align: center;">指定地域密着型介護予防サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、原則「要介護3以上」が対象者です。</p>					対象者認定区分		要介護1～5	要支援1、2	ケアプランの作成	指定居宅介護支援	指定介護予防支援	介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	<本条例の対象> 指定地域密着型サービス ^{※2}	指定地域密着型介護予防サービス
	対象者認定区分													
	要介護1～5	要支援1、2												
ケアプランの作成	指定居宅介護支援	指定介護予防支援												
介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	<本条例の対象> 指定地域密着型サービス ^{※2}	指定地域密着型介護予防サービス												
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長 佐藤	電話 724-3291											

議案概要

議案名	第13号議案 町田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

厚生労働省令の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 本条例は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が事業を運営するための基準を定めています。

○ 主な改正内容は、以下のとおりです。

- ・ 感染症対策、ハラスメント対策及び災害時等の業務継続に向けた取組の強化に関する規定を加えます。
- ・ 高齢者虐待防止の推進に関する規定を加えます。
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護の計画作成担当者の配置を「ユニット^{※1}ごとに1名以上」から「事業所ごとに1名以上」に緩和します。

※1 ユニットとは、少人数(9名以下)に区分けされたひとつの生活単位をいいます。

○ 2021年4月1日から施行します。

【関係法令】

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

[本条例の対象範囲]

	対象者認定区分	
	要介護1～5	要支援1、2
ケアプランの作成	指定居宅介護支援	指定介護予防支援
介護サービス(デイサービスやグループホームなど)の提供	指定地域密着型サービス	<本条例の対象> 指定地域密着型介護予防サービス ^{※2}

※2 介護予防認知症対応型共同生活介護は、「要支援2」のみが対象者です。

問合せ先	いきいき生活部 いきいき総務課長 佐藤	電話	724-3291
------	---------------------	----	----------

議案概要

議案名	第14号議案 町田市介護保険条例の一部を改正する条例
-----	----------------------------

【議案提出の目的】

第8期町田市介護保険事業計画に基づき、2021年度から2023年度までの第1号被保険者の介護保険料を改定するため、及び所得税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

○ 町田市介護保険事業計画・高齢者福祉計画審議会からの答申を受けて、介護保険料の月額基準額を5,750円とし、所得段階ごとの介護保険料を改定します。

課税状況		要件	所得区分	保険料率	第7期事業計画		第8期事業計画		
					年額	月額	年額	月額	
世帯	本人	生活保護受給者等※1		第1段階	0.30 (0.50)※2	19,600円	(32,700円)※2	20,700円	(34,500円)※2
		非課税	非課税			老齢福祉年金受給者	1,635円	(2,725円)※2	1,725円
課税	課税			合計所得金額（特別控除後） + 課税年金収入額	80万円以下	24,500円	(40,800円)※2	25,800円	(43,100円)※2
		80万円超 120万円以下	2,044円		(3,406円)※2	2,156円	(3,594円)※2		
課税	課税	合計所得金額（特別控除後）	120万円超	45,700円	(49,000円)※2	48,300円	(51,700円)※2		
			80万円以下	3,815円	(4,088円)※2	4,025円	(4,313円)※2		
課税	課税	合計所得金額（特別控除後）	80万円以下	50,600円		53,400円			
			第4段階	0.775	4,224円		4,456円		
			80万円超	65,400円		69,000円			
			第5段階 (基準額)	1.00	5,450円		5,750円		
			125万円未満	70,300円		74,100円			
			第6段階	1.075	5,859円		6,181円		
			125万円以上 190万円未満	80,100円		84,500円			
			第7段階	1.225	6,676円		7,044円		
			190万円以上 300万円未満	91,500円		96,600円			
			第8段階	1.40	7,630円		8,050円		
			300万円以上 500万円未満	104,600円		110,400円			
			第9段階	1.60	8,720円		9,200円		
			500万円以上 700万円未満	117,700円		124,200円			
			第10段階	1.80	9,810円		10,350円		
			700万円以上 900万円未満	130,800円		138,000円			
第11段階	2.00	10,900円		11,500円					
900万円以上 1,100万円未満	143,800円		151,800円						
第12段階	2.20	11,990円		12,650円					
1,100万円以上 1,300万円未満	156,900円		165,600円						
第13段階	2.40	13,080円		13,800円					
1,300万円以上 1,500万円未満	170,000円		179,400円						
第14段階	2.60	14,170円		14,950円					
1,500万円以上	183,100円		193,200円						
第15段階	2.80	15,260円		16,100円					

※1 生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者です。

※2 () 内は、消費税を財源とした公費による保険料軽減前の保険料率及び保険料額です。

○ 所得税法等の改正に伴い、介護保険料率の算定に係る合計所得金額の特例を定めます。

○ 2021年4月1日から施行します。

【関係法令】

○ 介護保険法第129条(保険料)

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）

問合せ先	いきいき生活部 介護保険課長 古味	電話	724-4364
------	-------------------	----	----------

議案概要

議案名		第15号議案 町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例																																													
<p>【議案提出の目的】 国民健康保険財政の健全化を図ることを目的として、第5期町田市国民健康保険事業財政改革計画に基づき、国民健康保険税の税率及び税額を改定するため、及び地方税法等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて、国民健康保険税の税率及び税額を次のとおり改定します。</p> <p><改定前></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療分</th> <th colspan="2">後期高齢者支援金分</th> <th colspan="2">介護分</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.44%</td> <td>31,400円</td> <td>1.84%</td> <td>10,600円</td> <td>1.63%</td> <td>12,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><改定後></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">医療分</th> <th colspan="2">後期高齢者支援金分</th> <th colspan="2">介護分</th> </tr> <tr> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.65%</td> <td>32,700円</td> <td>1.93%</td> <td>11,100円</td> <td>1.76%</td> <td>13,400円</td> </tr> <tr> <td>+0.21pt</td> <td>+1,300円</td> <td>+0.09pt</td> <td>+500円</td> <td>+0.13pt</td> <td>+900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[モデルケースにおける年税額] ・3人世帯の場合 (夫43歳→前年中の所得*200万円、妻41歳→所得なし、子ども→所得なし) <改定前>299,700円 → <改定後>314,000円 (増額14,300円) ※ 所得は収入から必要経費を控除した額です。</p> <p>○ 地方税法等の改正により、基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の金額が見直されたことに伴い、国民健康保険税の軽減について、地方税法等の改正に対応するよう軽減の対象となる所得額基準を改めます。</p> <p>○ 2021年4月1日から施行します。</p> <p>【関係法令】 ○ 地方税法第703条の4(国民健康保険税) ○ 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号) ○ 地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)</p>						医療分		後期高齢者支援金分		介護分		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	5.44%	31,400円	1.84%	10,600円	1.63%	12,500円	医療分		後期高齢者支援金分		介護分		所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	5.65%	32,700円	1.93%	11,100円	1.76%	13,400円	+0.21pt	+1,300円	+0.09pt	+500円	+0.13pt	+900円
医療分		後期高齢者支援金分		介護分																																											
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割																																										
5.44%	31,400円	1.84%	10,600円	1.63%	12,500円																																										
医療分		後期高齢者支援金分		介護分																																											
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割																																										
5.65%	32,700円	1.93%	11,100円	1.76%	13,400円																																										
+0.21pt	+1,300円	+0.09pt	+500円	+0.13pt	+900円																																										
問合せ先	いきいき生活部 保険年金課長 田中			電話	724-4027																																										

議案概要

議案名	第16号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 食品衛生法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ [食品衛生法関係の改正]</p> <ul style="list-style-type: none">・食品衛生法等の改正による新制度の営業許可業種に合わせて、関係する手数料の名称、金額を設定します。・東京都の食品製造業等取締条例の廃止に伴い、当該条例に基づく許可業種等を削ります。・2021年6月1日から施行します。 <p>○ [医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係の改正]</p> <ul style="list-style-type: none">・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の条項番号に合わせて、条例で引用している条項番号を改めます。・2021年8月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 食品衛生法等の改正（2021年6月1日施行）により、営業許可業種が整理され、あわせて営業届出業種が創設されました。○ 法改正に伴い、これまで東京都が実施していた独自の許可・届出制度は廃止されます。（食品製造業等取締条例の廃止）○ 新制度の手数料については、東京都が定める手数料と同額とします。			
問合せ先	保健所 保健総務課長 樋口	電話	724-4241

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 17 号議案 町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例</p>																		
<p>【議案提出の目的】 東京都の道路占用料の改定にあわせて、町田市の道路占用料を東京都の占用料と同額にするため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 道路占用料の額を改めます。</p> <p>[例] (2021年3月31日まで) (2021年4月1日から)</p> <table border="1" data-bbox="177 631 1453 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 631 683 689">占用物件</th> <th data-bbox="683 631 863 689">単位</th> <th data-bbox="863 631 1222 689">改正前</th> <th data-bbox="1222 631 1453 689">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 689 683 775">第1種電柱</td> <td data-bbox="683 689 863 775">1本につき 1年</td> <td data-bbox="863 689 1222 775">1,480円</td> <td data-bbox="1222 689 1453 775">1,490円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 775 683 860">路上に設ける変圧器</td> <td data-bbox="683 775 863 860">1個につき 1年</td> <td data-bbox="863 775 1222 860">1,290円</td> <td data-bbox="1222 775 1453 860">1,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="177 860 683 943">変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所</td> <td data-bbox="683 860 863 943">1個につき 1年</td> <td data-bbox="863 860 1222 943">2,580円</td> <td data-bbox="1222 860 1453 943">2,610円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 2021年4月1日から施行します。</p> <p>【関係法令】 ○ 道路法第39条（占用料の徴収）</p>				占用物件	単位	改正前	改正後	第1種電柱	1本につき 1年	1,480円	1,490円	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,290円	1,300円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	2,580円	2,610円
占用物件	単位	改正前	改正後																
第1種電柱	1本につき 1年	1,480円	1,490円																
路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,290円	1,300円																
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	2,580円	2,610円																
<p>問合せ先</p>	<p>道路部道路管理課 許認可・用地管理担当課長 山下</p>	<p>電話</p>	<p>724-1149</p>																

議案概要

議案名	第18号議案 町田市特定公共物管理条例の一部を改正する条例
-----	-------------------------------

【議案提出の目的】

東京都の特定公共物の占用料の改定にあわせて、町田市の特定公共物の占用料を東京都の占用料と同額にするため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 特定公共物の占用料の額を改めます。

[例]

<別表第1>

(2021年
3月31日まで)

(2021年
4月1日から)

種別	占用の内容	改正前	改正後
第1種	1 橋りょう(添架物を含む。)の設置を目的とするもの(第2種の項第3号に掲げるものを除く。)	1,075円	1,125円
	2 河川、水路、橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの		
第2種	1 給排水等河川又は水路を直接に利用するための生活関連施設の設置を目的とするもの	753円	787円
	2 出入口のための通路、橋りょうを原状のまま使用することを目的とするもの		
	3 出入口のための橋りょうの設置を目的とするもの		

(単位は1平方メートルにつき1年)

[例]

<別表第2>

(2021年3月31日まで)

(2021年4月1日から)

占用物件	単位	改正前	改正後
第1種電柱	1本につき 1年	1,480円	1,490円
路上に設ける変圧器	1個につき 1年	1,290円	1,300円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	2,580円	2,610円

- 2021年4月1日から施行します。

【関係法令】

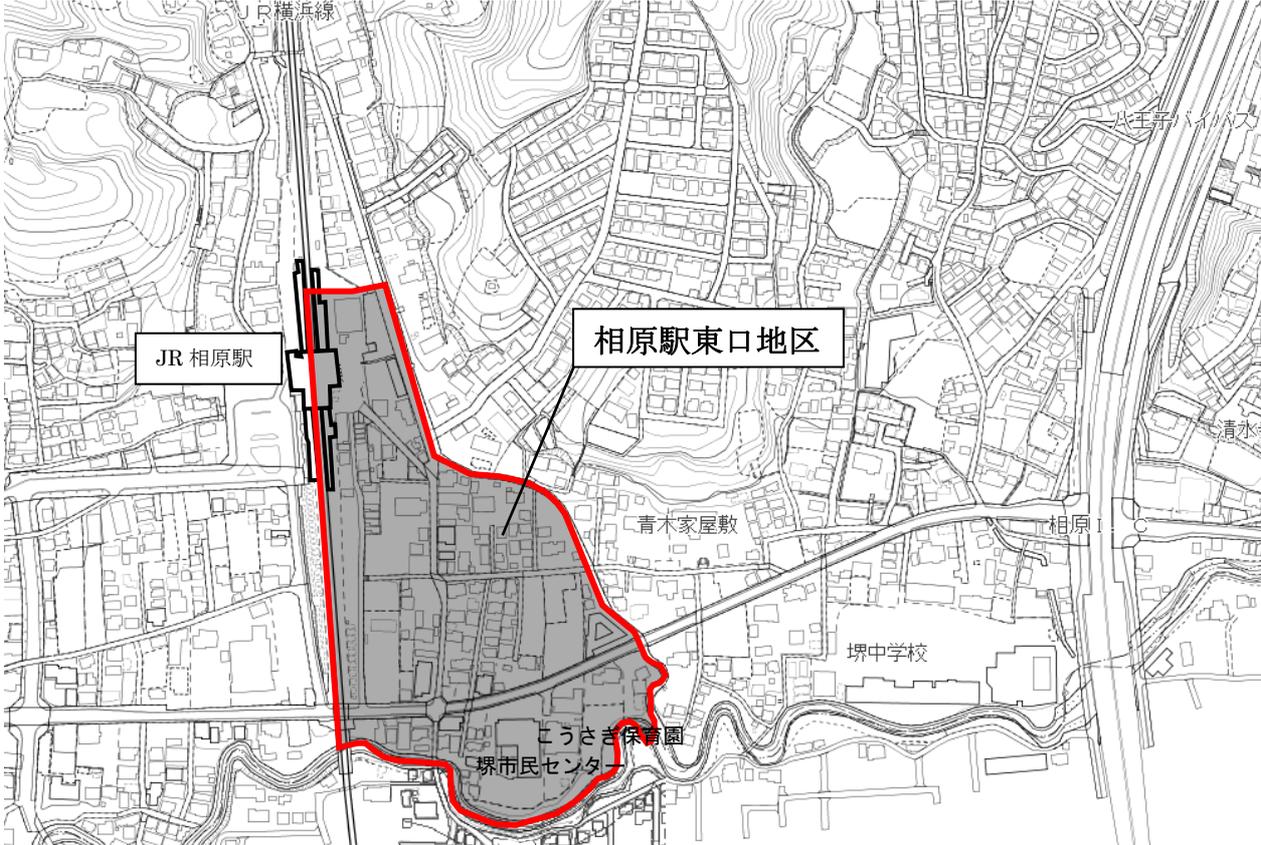
- 地方自治法第228条(分担金等に関する規制及び罰則)

問合せ先	道路部道路管理課 許認可・用地管理担当課長 山下	電話	724-1149
------	-----------------------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第19号議案 町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業施行に関する条例を廃止します。 ○ 公布の日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地区画整理法第53条第1項（施行規程） <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本条例は、1990年に町田市が「町田都市計画事業鶴川駅北土地区画整理事業」を行うに当たり、換地の基準や清算金等の必要な事項を定めることを目的として制定しました。 ○ 当該土地区画整理事業は、町田市が1992年に事業認可を取得し、2007年に換地処分を行いました。 ○ 2020年度に清算金に関する手続が完了しました。 			
<p>問合せ先</p>	<p>都市づくり部 地区街づくり課長 荒木</p>	<p>電話</p>	<p>724-4266</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第20号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p>【議案提出の目的】 「町田市都市計画相原駅東口地区地区計画」の都市計画決定に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ [相原駅東口地区] 2021年1月の「町田市都市計画相原駅東口地区地区計画」の都市計画決定に伴い、当該地区における「建築することができる建築物」、「建築物の敷地面積の最低限度」及び「建築物の高さの最高限度」を定めます。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p>【関係法令】</p> <p>○ 建築基準法第68条の2第1項（市町村の条例に基づく制限） ○ 建築基準法施行令第136条の2の5（地区計画等の区域内において条例で定める制限）</p> 			
<p>問い合わせ先</p>	<p>都市づくり部 建築開発審査課長 原田</p>	<p>電話</p>	<p>724-4413</p>

議案概要

議案名	第 2 1 号議案 町田市立図書館条例		
<p>【議案提出の目的】 図書館に指定管理者制度を導入することに伴い、所要の規定を整備するため、町田市立図書館設置条例の全部を改正するものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 指定管理者による管理等に関する規定を整備します。○ 図書館の休館日、開館時間等に関する規定を整備します。○ 2021年4月1日から施行します。 <p>【関係法令】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 図書館法第10条(設置)○ 地方自治法第244条の2(公の施設の設置、管理及び廃止) <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2020年2月に策定した「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」において、2022年度から鶴川駅前図書館に指定管理者制度を導入することが計画されています。○ 令和2年(2020年)第1回定例会に「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプランの見直しを求める請願」が提出され、同年第3回定例会において、不採択されています。○ 町田市教育委員会の所管施設としては、初めて指定管理者制度を導入する施設となります。			
問合せ先	生涯学習部 図書館長 中嶋	電話	728-8220

議案概要

議案名		第 2 2 号議案 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例																					
<p>【議案提出の目的】 保険診療によらない診療料のうち、妊娠及び出産に係る入院診療料の診療単価を新設するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <p>○ 保険診療によらない診療料のうち、妊娠及び出産に係る入院診療料の診療単価については、1 点単価 12 円と定めます。</p> <p>[保険診療によらない診療料の診療単価*] (2021 年 3 月 31 日まで) (2021 年 4 月 1 日から)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 25%;"><改正前> 診療単価*</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">➔</th> <th style="width: 25%;">区分</th> <th style="width: 25%;"><改正後> 診療単価*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通事故による診療料</td> <td style="text-align: center;">20 円</td> <td></td> <td>交通事故による診療料</td> <td style="text-align: center;">20 円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の診療料</td> <td style="text-align: center;">15 円</td> <td></td> <td>妊娠及び出産に係る入院診療料</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid black;">12 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>上記以外の診療料</td> <td style="text-align: center;">15 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">*診療単価とは、診療報酬の算定方法に定める点数に乗じる額（1 点あたりの単価）をいいます。</p> <p>○ 2021 年 4 月 1 日から施行します。</p> <p>【改正により何がかわるか】</p> <p>○ 町田市民病院において、妊娠及び出産のために入院をされる方にとって、出産に係る費用負担が軽減されることから、より出産しやすい環境が整えられます。</p> <p>○ 今回の改正により、標準的な入院助産費用は、約 63 万円から約 53 万円になると見込んでいます。</p>				区分	<改正前> 診療単価*	➔	区分	<改正後> 診療単価*	交通事故による診療料	20 円		交通事故による診療料	20 円	上記以外の診療料	15 円		妊娠及び出産に係る入院診療料	12 円				上記以外の診療料	15 円
区分	<改正前> 診療単価*	➔	区分	<改正後> 診療単価*																			
交通事故による診療料	20 円		交通事故による診療料	20 円																			
上記以外の診療料	15 円		妊娠及び出産に係る入院診療料	12 円																			
			上記以外の診療料	15 円																			
問合せ先	市民病院 医事課長 西澤	電話	88-7136																				

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 2 3 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p>【議案提出の目的】 開発行為や土地区画整理事業により築造された道路、私道移管事業や道路位置指定の協議により移管された道路、築造予定の都市計画道路及び道路管理平面図が新たに作成された道路を市道として認定するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田 925 号線その他の合計 23 路線 総延長 2071.74mを市道として認定します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 2 4 号議案 八王子市による路線認定の承諾について</p>		
<p>【議案提出の目的】 八王子市と町田市の行政境界に跨る道路について、八王子市が路線認定を行うにあたり、道路区域の一部が町田市域内に及ぶため、八王子市長から承諾を求められているものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 八王子市道 由井 1289 号線 町田市域面積 1574.19 m²に対して、八王子市が路線認定することについて承諾します。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 3 項及び第 4 項 (市域をこえる路線の認定)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課 許認可・用地管理担当課長 山下</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名		第 2 5 号議案 包括外部監査契約の締結について												
<p>【議案提出の目的】 2021 年度の包括外部監査契約を締結するものです。</p> <p>【議案の内容】 ○ 町田市では、2007 年 4 月から市政のチェック機能の強化や業務の適正化を図るため、包括外部監査制度を導入しています。市の組織に属さない公認会計士等の外部の専門家が、市長との契約に基づき、町田市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち必要と認める特定のテーマを選定し、監査を行うために契約をするものです。</p> <p>【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 252 条の 36 第 2 項</p> <p>【契約の概要】 ○ 契約目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 ○ 契約金額 9,500,000 円を上限とする額 ○ 契約相手方 住所 東京都三鷹市下連雀三丁目 38 番 4 号三鷹産業プラザ 303 号室 氏名 青山 伸一 資格 公認会計士 ○ 契約期間 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで</p> <p>【実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>包括外部監査人</th> <th>テーマ</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020 年度</td> <td rowspan="2">青山 伸一</td> <td>外郭団体に係る財務事務の執行等について</td> <td>10,500,000 円</td> </tr> <tr> <td>2019 年度</td> <td>保健所に関する財務事務の執行について</td> <td>11,000,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額	2020 年度	青山 伸一	外郭団体に係る財務事務の執行等について	10,500,000 円	2019 年度	保健所に関する財務事務の執行について	11,000,000 円
年度	包括外部監査人	テーマ	契約金額											
2020 年度	青山 伸一	外郭団体に係る財務事務の執行等について	10,500,000 円											
2019 年度		保健所に関する財務事務の執行について	11,000,000 円											
問合せ先	政策経営部 経営改革室課長 押切	電話	724-2503											

議案概要

議案名	第26号議案 町田市表彰条例に基づく一般表彰の同意方について
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

2021年一般表彰の対象者について、議会の同意を求めるものです。

【議案の内容】

- 市民または町田市に関係ある個人若しくは団体で、市政の振興、公共の福祉の増進、文化の向上など多年にわたり尽力し、またはこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著な方々を表彰するものです。
- 今回の一般表彰の該当者は、個人66名、団体9組、合計75件です。

< 該当者内訳 >

	個人	団体	計
市立学校の児童生徒の健康管理及び保健指導に尽力	7	/	7
民生委員・児童委員・社会福祉委員として地域福祉活動に尽力	11	/	11
手話通訳者として地域福祉活動に尽力	1	/	1
赤十字奉仕団役員として献血奉仕活動に尽力	1	/	1
登録要約筆記者として地域福祉活動に尽力	2	/	2
消防団員として災害防止活動に尽力	10	/	10
自主防災組織として地域の防災活動に尽力	/	2	2
地域自治の振興に尽力	2	/	2
児童福祉の振興に尽力	2	2	4
幼稚園教育の振興に尽力	1	/	1
体育の振興に尽力	14	4	18
文化芸術の振興に尽力	1	/	1
保護司として住民の福祉向上に尽力	3	/	3
明るい選挙推進委員として選挙の啓発活動に尽力	1	/	1
行政相談員として行政サービスの向上に尽力	1	/	1
市の公益のために寄附	9	1	10
計	66	9	75

【議案の法的根拠】

- 町田市表彰条例第3条

問合せ先	政策経営部 秘書課長 塩澤	電話	724-2100
------	---------------	----	----------

議案概要

議案名	第 27 号議案 指定金融機関の指定について		
<p>【議案提出の目的】 2021 年 7 月 1 日から新たに市の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるための指定金融機関の指定を行うものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 指定金融機関<ul style="list-style-type: none">・株式会社 横浜銀行○ 指定期間<ul style="list-style-type: none">・2021 年 7 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで※ 現在の指定金融機関である株式会社きらぼし銀行との契約は 2021 年 6 月 30 日をもって満了となります。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方自治法第 235 条第 2 項（金融機関の指定）○ 地方自治法施行令第 168 条第 2 項（指定金融機関等） <p>【過去の実績】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2003 年 7 月から次の 2 行により 2 年ごとに輪番<ul style="list-style-type: none">・きらぼし銀行（旧 八千代銀行）・横浜銀行			
問合せ先	会計課長 高野	電話	724-2196

議案概要

議案名	第 2 8 号議案 権利の放棄について																													
<p>【議案提出の目的】 市が有する未収債権のうち、債務者の破産又は死亡により、請求権を行使できない又は請求権行使に実効性がない債権について、権利の放棄をするものです。</p>																														
<p>【議案の内容】 ○ 次の未収債権について、権利の放棄をするものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者が破産申立てを行い、裁判所による免責許可決定が確定したことから、当該債権の請求権を行使できないもの 																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td style="text-align: center;">17 件</td> <td style="text-align: right;">19,561,239 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費徴収金</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> <td style="text-align: right;">10,562,467 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">10 件</td> <td style="text-align: right;">1,138,346 円</td> </tr> <tr> <td>児童扶養手当返還金</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> <td style="text-align: right;">1,111,720 円</td> </tr> <tr> <td>児童育成手当返還金</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> <td style="text-align: right;">1,219,500 円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険療養給付費返還金</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: right;">561,618 円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険出産育児一時金返還金</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: right;">420,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">35 件</td> <td style="text-align: right;">34,574,890 円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	17 件	19,561,239 円	生活保護費徴収金	2 件	10,562,467 円	生活保護費戻入金	10 件	1,138,346 円	児童扶養手当返還金	2 件	1,111,720 円	児童育成手当返還金	2 件	1,219,500 円	国民健康保険療養給付費返還金	1 件	561,618 円	国民健康保険出産育児一時金返還金	1 件	420,000 円	合計	35 件	34,574,890 円
債権名	債権数	債権額																												
生活保護費返還金	17 件	19,561,239 円																												
生活保護費徴収金	2 件	10,562,467 円																												
生活保護費戻入金	10 件	1,138,346 円																												
児童扶養手当返還金	2 件	1,111,720 円																												
児童育成手当返還金	2 件	1,219,500 円																												
国民健康保険療養給付費返還金	1 件	561,618 円																												
国民健康保険出産育児一時金返還金	1 件	420,000 円																												
合計	35 件	34,574,890 円																												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者が死亡し、法定相続人が存在しない、又は、すべての法定相続人が家庭裁判所に相続放棄の申立てを行い受理されたこと等から、当該債権の請求権行使に実効性がないもの 																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">債権名</th> <th style="text-align: center;">債権数</th> <th style="text-align: center;">債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td style="text-align: center;">4 件</td> <td style="text-align: right;">12,025,693 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費徴収金</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: right;">1,688,038 円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費戻入金</td> <td style="text-align: center;">5 件</td> <td style="text-align: right;">989,552 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">10 件</td> <td style="text-align: right;">14,703,283 円</td> </tr> </tbody> </table>				債権名	債権数	債権額	生活保護費返還金	4 件	12,025,693 円	生活保護費徴収金	1 件	1,688,038 円	生活保護費戻入金	5 件	989,552 円	合計	10 件	14,703,283 円												
債権名	債権数	債権額																												
生活保護費返還金	4 件	12,025,693 円																												
生活保護費徴収金	1 件	1,688,038 円																												
生活保護費戻入金	5 件	989,552 円																												
合計	10 件	14,703,283 円																												
<p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号（権利の放棄） ○ 破産法第 253 条第 1 項（免責許可の決定の効力等） ○ 民法第 939 条（相続の放棄の効力） 																														
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 石川	電話	724-3295																											

議案概要

議案名	諮問第1号 生活保護費返還督促処分に係る審査請求に関する諮問																
<p>【諮問の目的】 生活保護費の返還督促処分に係る審査請求^{※1}について、地方自治法第231条の3第7項の規定に基づき、議会に諮問をするものです。</p> <p>【諮問の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求人から、生活保護費受給中に受領した年金一時金に係る生活保護費返還金及び過年度戻入金に係る督促処分について、町田市長に対して審査請求^{※1}が提起されました。 ○ 審査請求人は、「すでに東京都知事に対して保護費の返還決定処分等の審査請求^{※2}をしているため、本件各督促処分をすることが違法・不当である」と主張しています。 ○ しかし、「審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げるものではないこと」（行政不服審査法第25条第1項）及び「本件各督促処分が適法かつ適正であること」から本件各督促処分が取り消されるべき理由はないため、本件審査請求を棄却することについて、諮問をするものです。 <p>【諮問の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第231条の3第7項(督促、滞納処分等) <p>【経緯】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">1998年4月</td> <td>生活援護課は、審査請求人に対し、生活保護法に基づく生活保護を開始</td> </tr> <tr> <td>2018年12月</td> <td>審査請求人は、老齢年金及び企業年金の受給資格が判明し、3,141,459円の年金を受給</td> </tr> <tr> <td>2019年1月</td> <td>生活援護課は、生活保護法第63条に基づく支給済保護費の返還決定処分等（合計3,093,224円（受給金額との差額48,235円は別途収入認定済））を実施</td> </tr> <tr> <td>2019年3月</td> <td>審査請求人は、東京都知事に対し、支給済保護費の返還決定処分等に係る審査請求^{※2}を提起</td> </tr> <tr> <td>2019年6月26日</td> <td>生活援護課は、支給済保護費の返還決定処分等に基づく返還金等の納付がなかったことから、審査請求人に対し督促状を送付</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>2019年7月18日</td> <td>審査請求人は、町田市長に対し、督促処分に係る審査請求^{※1}を提起</td> </tr> <tr> <td>2020年11月2日</td> <td>東京都は、支給済保護費の返還決定処分等に係る審査請求^{※2}を棄却</td> </tr> </table> <p>※1 太枠部分が本件諮問に係る審査請求です。 「督促処分に係る審査請求」は、議会に諮問することとなっています。</p> <p>※2 「生活保護費の返還決定処分等に係る審査請求」は、生活保護法第64条の規定により、東京都知事に対して提起されます。</p>				1998年4月	生活援護課は、審査請求人に対し、生活保護法に基づく生活保護を開始	2018年12月	審査請求人は、老齢年金及び企業年金の受給資格が判明し、3,141,459円の年金を受給	2019年1月	生活援護課は、生活保護法第63条に基づく支給済保護費の返還決定処分等（合計3,093,224円（受給金額との差額48,235円は別途収入認定済））を実施	2019年3月	審査請求人は、東京都知事に対し、支給済保護費の返還決定処分等に係る審査請求 ^{※2} を提起	2019年6月26日	生活援護課は、支給済保護費の返還決定処分等に基づく返還金等の納付がなかったことから、審査請求人に対し督促状を送付	2019年7月18日	審査請求人は、町田市長に対し、督促処分に係る審査請求 ^{※1} を提起	2020年11月2日	東京都は、支給済保護費の返還決定処分等に係る審査請求 ^{※2} を棄却
1998年4月	生活援護課は、審査請求人に対し、生活保護法に基づく生活保護を開始																
2018年12月	審査請求人は、老齢年金及び企業年金の受給資格が判明し、3,141,459円の年金を受給																
2019年1月	生活援護課は、生活保護法第63条に基づく支給済保護費の返還決定処分等（合計3,093,224円（受給金額との差額48,235円は別途収入認定済））を実施																
2019年3月	審査請求人は、東京都知事に対し、支給済保護費の返還決定処分等に係る審査請求 ^{※2} を提起																
2019年6月26日	生活援護課は、支給済保護費の返還決定処分等に基づく返還金等の納付がなかったことから、審査請求人に対し督促状を送付																
2019年7月18日	審査請求人は、町田市長に対し、督促処分に係る審査請求 ^{※1} を提起																
2020年11月2日	東京都は、支給済保護費の返還決定処分等に係る審査請求 ^{※2} を棄却																
問合せ先	総務部 総務課長 谷	電話	724-2104														

【諮問第1号参考資料】 審査請求に関する審理手続きの流れ

○ 審査請求のうち、地方自治法の規定に基づき議会に諮問の上、裁決するものには、次のような処分があります。

- ・ 使用料等の徴収に関する処分（例：下水道使用料の徴収に関する処分等）
根拠：法第229条第2項
- ・ 使用料等の督促に関する処分（例：生活保護費返還金の督促処分等）
根拠：法第231条の3第7項
- ・ 公の施設を利用する権利に関する処分（例：都営住宅入居資格失格処分等）
根拠：法第244条の4第2項

